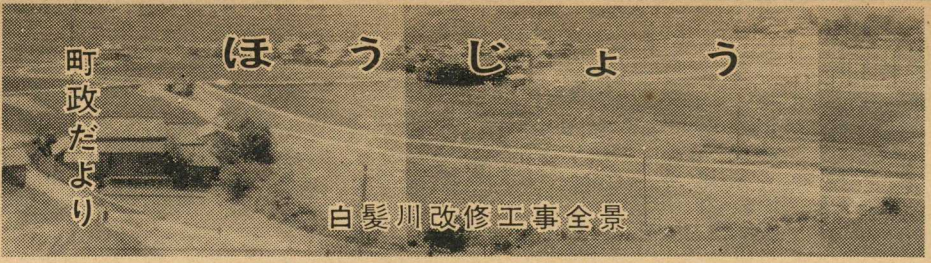


No. 8  
昭和35年6月10日  
隔月発行  
福岡県田川郡方城町  
発行人  
石谷時次郎  
印刷 九州機関紙印刷所



白髪川改修工事全景

### 白髪川改修事業完成す

本河川は、従来集水面積に比し、流水断面狭少の上、屈曲甚しく、これがため河川流域は例年水害を受け、汗と脂で耕作されている美田も、年に数回見る影もな

十二・三年に上流部の護岸石積工事を施工、三十四年度に白髪川最終工事として第二次改修計画を竣工させた。永い間悩まされて来た白髪川も、写真のように見違える程立派な河川となり、歴代首長の懸案であったこの事業も、倉石町長の卓越せる政治手腕により四九年度の分割施工で完成された。この偉大な事業を後世に残すため、只今記念碑を建設中で、これも近く落成することになっており、本事業遂行に当り貴重なる耕地を、河川敷として提供して戴き、本事業に協力下さったことを工事竣工に当り衷心より御礼申し上げます。

### 昭和34年度土木事業を顧みて

#### 炭鉱職者 朝倉溜池 改良事業

本事業は炭鉱職者 朝倉溜池 改良事業に恵まれ、工事は無事竣工し現在溜池には満々と水が貯められ、永年の水不足も緩和され関係農家は明るい笑顔で植付を待って居られます。

田十八町歩は例年水不足を生じ、折角植付られた稲も収穫皆無という水田が各所にあった。

前述の状況を無くすためには、溜池としての貯水能力を十二分に發揮せしめるために、堤防長、一〇五米の間に内法、外法共補強と溜池内の拡張が今回の工事内容でありました。幸い一月より三月まで連日の好天気により御説明申し上げます。



(改修後の白髪川)



(復旧前の白髪川沿岸)

### 35年度炭鉱職者 長迫溜池 改良工事 着工

三十五年度炭鉱職者 長迫溜池 改良工事として長迫溜池の改良工事が去る四月に着工しました。

本工事内容は、現在長迫溜池は二重池に成って居りこれを一つの溜池に纏め現在の堤防を八米嵩上げ、低樋を、直線六〇〇米、長さ二、四三米のヒュム管二六半埋設と、斜樋布設工事と成って居り本事業に、一、四〇〇名の炭鉱職者が就労す

### 昭和35年度町内教職員に移動がありました

| 方城中学校転出 |        | 赤池     |       |
|---------|--------|--------|-------|
| 方城中学    | 日向 政一  | 赤池     | 生永 裕子 |
| 赤池      | 小林 稔   | 直方市    | 中西 瑞枝 |
| 赤池      | 吉村 慶介  | 中津原小学校 | 廣房 多三 |
| 赤池      | 荒田 八二  | 上野小学校  | 鶴我 盛親 |
| 田川市     | 飯野 敏子  | 金田     | 月見マツエ |
| 伊方小     | 辻畑 信彦  | 金田     | 村上 君枝 |
| 川崎中     | 国広 敏郎  | 金田中学校  | 村上 慶志 |
| 退任      | 正臣 八幡市 | 市場小学校  | 松永千恵子 |
| 伊方小学校転出 | 仲村 尚義  | 岡本 繁穂  | 荒田 雅  |
| 方城小学校   | 山村 貞雄  | 武藤 トエ  |       |

| 伊方小学校転出 |       | 伊方小学校転入 |          |
|---------|-------|---------|----------|
| 伊方小学校   | 工藤 勉  | 伊方小学校   | 永末多嘉子    |
| 市場      | 工藤 勉  | 伊方小学校   | 金子 正一    |
| 勾金      | 金子 正一 | 伊方小学校   | 守田照美(新任) |
| 伊方小学校   | 永末多嘉子 | 伊方小学校   | 守田照美(新任) |
| 伊方小学校   | 金子 正一 | 伊方小学校   | 守田照美(新任) |
| 伊方小学校   | 金子 正一 | 伊方小学校   | 守田照美(新任) |

### 時の記念日

「時は金なり」一分一秒の価値は、お互いに観念では判っているのですが、具体的に金銭に換算して割出して見ないとピンときません。そこで、今年もまた近づく「時の記念日」6月10日を前に「分」と「秒」との経済学を考えてみましょう。

### 1分間を金に換算すれば

分の仕事の時分は約一万分です。ですから月給一円なら分給は一円となり、こんな話が、あります。東京の地下鉄の運賃が、都電で行くと三十分かかるので向こうへ着いてから仕事の時間に約十五分の差がつく。一方、月給二万円の社員の一時間分の給料は二円に相当するから、十五分も余分に電車の中でボヤッとしていては三十分の損で、運賃の差額十二円に替えられない」と。

「一袋」を水七〇(一〇〇リットル(四六斗)にと、カヤツリグサ、アゼナ、ウキグサ、アオウキグサ、サシショウモ、ヒンジモ、シヤジクモ、フラスコモ、ア

「地下鉄は高くなったから、運賃は替えられない」と。

「これ等の草が生えてからでも充分効果がある。撒布方法は田植後に準ずるが、浅水として撒布すると三、七日で完全に枯死腐敗する

### 新しい除草剤クサクロールの使用基準について

県農業改良普及委員 長尾 智代 喜

五月二十三日青年婦人研修所においてクサクロールの使用講習会を開催したが受講できなかった人々の希望が特に多いので、使用基準を以下述べる。

クサクロールとはどんなものか

クサクロールという名は商品名で、本名をピースービーという。防除殺菌剤、医薬品として、昭和十一年米田において製造が開始され、昭和二十年より除草剤として利用される。わが国では果樹の休眠期(冬期)の殺菌剤として、また

クサクロールは、どうして草を殺すか

クサクロールはペンタクロルフェノールナトリウム塩という成分を八六〇含み水溶液が生育中の植物にかかる。と、葉液のかかったところだけが灰カッ色となるが回復が早く、その後の生

クサクロールは、どうして草を殺すか

クサクロールはペンタクロルフェノールナトリウム塩という成分を八六〇含み水溶液が生育中の植物にかかる。と、葉液のかかったところだけが灰カッ色となるが回復が早く、その後の生

クサクロールは、どうして草を殺すか

クサクロールはペンタクロルフェノールナトリウム塩という成分を八六〇含み水溶液が生育中の植物にかかる。と、葉液のかかったところだけが灰カッ色となるが回復が早く、その後の生

クサクロールは、どうして草を殺すか

クサクロールはペンタクロルフェノールナトリウム塩という成分を八六〇含み水溶液が生育中の植物にかかる。と、葉液のかかったところだけが灰カッ色となるが回復が早く、その後の生

クサクロールは、どうして草を殺すか

クサクロールはペンタクロルフェノールナトリウム塩という成分を八六〇含み水溶液が生育中の植物にかかる。と、葉液のかかったところだけが灰カッ色となるが回復が早く、その後の生

クサクロールは、どうして草を殺すか

クサクロールはペンタクロルフェノールナトリウム塩という成分を八六〇含み水溶液が生育中の植物にかかる。と、葉液のかかったところだけが灰カッ色となるが回復が早く、その後の生

クサクロールは、どうして草を殺すか

クサクロールはペンタクロルフェノールナトリウム塩という成分を八六〇含み水溶液が生育中の植物にかかる。と、葉液のかかったところだけが灰カッ色となるが回復が早く、その後の生

クサクロールは、どうして草を殺すか

クサクロールはペンタクロルフェノールナトリウム塩という成分を八六〇含み水溶液が生育中の植物にかかる。と、葉液のかかったところだけが灰カッ色となるが回復が早く、その後の生

クサクロールは、どうして草を殺すか

クサクロールはペンタクロルフェノールナトリウム塩という成分を八六〇含み水溶液が生育中の植物にかかる。と、葉液のかかったところだけが灰カッ色となるが回復が早く、その後の生

住民登録と国民年金受給権との関係

国民年金法に基づく、福祉年金の受給権者たる要件は日本国内に住所を有する国民であり、これが事実関係は住民登録法に基づく住民票によって公証されるもの

4月末現在住民登録人口

|              |         |   |        |
|--------------|---------|---|--------|
| 男            | 7,114人  | 女 | 8,466人 |
| 計            | 15,580  |   |        |
| 世帯数          | 3,290世帯 |   |        |
| 5月中の出生死亡届出件数 |         |   |        |
| 出生           | 12件     |   |        |
| 死亡           | 7件      |   |        |

であるので、福祉年金の裁定請求をする場合と受給権者が住所を有する時は、住民登録は御承知の通り住民の住所の所在世帯の構成等を公に証明することによって住民自身の日常生活の好転によるものと思われるが住民登録法に基づく転入・転出等の届出をなす、放置されている向もあり、これがため現在の住所に住民票がなく、福祉年金の受給要件を充足しているにもかかわらず、未だ福祉年金の支給を受けていないと様をお願いします。

贈 寄

故 長谷川幸蔵氏の香典返しとして  
五区 長谷川止子氏より  
今般、長谷川止子氏(五区)より御夫君故長谷川幸蔵氏の香典返しとして、当町母子福祉事業に過分の御寄贈を賜りました。ここにその逝去をいたし、哀悼の意を表しますと共に御香典の御贈与を賜りました皆様方に対し御通知方々御礼申し上げます。  
なお、御贈与を賜りました基金は母子福祉事業に有益に使わせて頂く所存であります。  
昭和三十五年五月二十一日  
方城町長 倉石 文夫

税

自主財源の重要な地位を占める町税滞納一掃運動が去る四月二十日から五月二十日まで、一月間に亘って遂行され、皆様の絶大な協力により多大の成果を納め得たことを厚く感謝すると共に、今一度その実績について回顧し、其の果せる納税の義務が、如何に重大であるかの認識を新たに今後協力を願って止みません。

町

一機構、この運動を円滑に推進してその実効をあげる為に現行税務機構を充実強化し、これを中核として滞納整理を実施したい。これが為、左記の通り執行部の総力を結集して運動実施本部を設置した。

町長 完納推進本部長  
町財政懇談会

町税完納強調月間を終えて

各小学校長と意見の交換を行い、当面の問題である町税の完納推進方について協議す。  
一、駐在員、納税組合長は各滞納家庭を訪問、滞納理由の実情を明確にする。共に納税の推進に努めた。  
二、各滞納家庭に滞納理由の作成したポスターを、生徒の作成したポスターを、町内各掲示板等に掲示し、納税意識の向上に努めた。  
三、各滞納家庭に滞納理由の作成したポスターを、生徒の作成したポスターを、町内各掲示板等に掲示し、納税意識の向上に努めた。  
四、各滞納家庭に滞納理由の作成したポスターを、生徒の作成したポスターを、町内各掲示板等に掲示し、納税意識の向上に努めた。  
五、各滞納家庭に滞納理由の作成したポスターを、生徒の作成したポスターを、町内各掲示板等に掲示し、納税意識の向上に努めた。  
六、各滞納家庭に滞納理由の作成したポスターを、生徒の作成したポスターを、町内各掲示板等に掲示し、納税意識の向上に努めた。  
七、各滞納家庭に滞納理由の作成したポスターを、生徒の作成したポスターを、町内各掲示板等に掲示し、納税意識の向上に努めた。  
八、各滞納家庭に滞納理由の作成したポスターを、生徒の作成したポスターを、町内各掲示板等に掲示し、納税意識の向上に努めた。  
九、各滞納家庭に滞納理由の作成したポスターを、生徒の作成したポスターを、町内各掲示板等に掲示し、納税意識の向上に努めた。  
十、各滞納家庭に滞納理由の作成したポスターを、生徒の作成したポスターを、町内各掲示板等に掲示し、納税意識の向上に努めた。

赤ちゃん育児相談を実施しています

標記の件につきまして方城町立診療所小児科におきまして、毎週火曜日の午後二時から育児相談を実施しています。育児相談は、一斉検査への関心を高め、母子衛生知識の普及と保健指導の徹底を図るために、無料検査並びに育児相談を実施致しますので御利用下さい。  
一、対象者  
生後三ヶ月から一年までの乳児  
二、実施期間  
毎週火曜日の午後二時から午後四時

老令、障害、母子年金

未請求者は早く手続きを  
一、老令障害母子の福祉年金受給権者は遅滞なく国民年金の請求書を出して下さい。  
二、今般国民年金を貰っている者は、六月中に年金証書と印鑑を持って役場年金係へ所得状況届を出して下さい。この所得状況届が出されないと、三十五年九月からの年金がもらえません。

自衛官募集

陸海空  
1、期 間 35年6月1日から35年7月11日までの間  
2、試 験 35年7月17日から35年7月31日までの間  
3、待 遇 食衣住給 初任給 6,800  
4、応募資格 昭和10年9月2日から昭和17年9月1日までの間に生まれた男子  
尚 詳しい事は役場庶務係まで連絡下さい

関係者はぜひ一読を

一、国民年金の分類  
一、経過の福祉年金(現在)  
二、老令障害母子福祉年金  
三、補完的福祉年金(拠出年金内条件に満たない年金)  
四、拠出年金(条件に合致した拠出年金)  
五、拠出年金納付組合  
六、拠出年金納付組合  
七、拠出年金納付組合  
八、拠出年金納付組合  
九、拠出年金納付組合  
十、拠出年金納付組合

拠出制国民年金について

一、国民年金の分類  
一、経過の福祉年金(現在)  
二、老令障害母子福祉年金  
三、補完的福祉年金(拠出年金内条件に満たない年金)  
四、拠出年金(条件に合致した拠出年金)  
五、拠出年金納付組合  
六、拠出年金納付組合  
七、拠出年金納付組合  
八、拠出年金納付組合  
九、拠出年金納付組合  
十、拠出年金納付組合

国民年金法の被保険者概見一覧表 (昭和36年4月1日現在)

| 区分                                        | 本 人       |           |       | 配 偶 者     |           |       | 備 考                  |
|-------------------------------------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-------|----------------------|
|                                           | 20才より49才迄 | 50才より54才迄 | 55才以上 | 20才より49才迄 | 50才より54才迄 | 55才以上 |                      |
| ① 一般(20才以上の国民)                            | ○         | ○         | ○     | ○         | ○         | ○     | 1、強制加入<br>2、20才以上の国民 |
| ② 第一種公的年金各法の被保険者又は組合員                     | ×         | ×         | ×     | ○         | ○         | ×     | 2、20才以上の国民           |
| ③ 第一種公的年金の死亡を給付事由とする受給権者                  | ○         | ○         | ×     | ○         | ○         | ×     | 3、20才以上の国民           |
| ④ 第二種公的年金の受給権者                            | ○         | ○         | ×     | ○         | ○         | ×     | 4、20才以上の国民           |
| ⑤ 学生生徒(定時制高校、夜間大、通信制高校、通信制大学、通信制短大、通信制短大) | ○         | ○         | ×     | ○         | ○         | ×     | 5、20才以上の国民           |

1、○印は強制加入 ○印は任意加入 ×印は加入出来ない  
2、○×印の記数字はそれぞれ該当条項を示す 即ち7・2・1は法第7条第2項第1、附6・1は法附則第6条第1項の如くである  
3、第二種公的年金とは、遺族援護法による障害年金、遺族年金、遺族給付金及び障害給付金並びに留守家族援護法による留守家族手当及び特別手当を言う。第一種公的年金とは第二種公的年金以外の公的年金を言う。

ホ、夫の死亡によって公的年金を受ける者はその間三分の一に相当する額の支給が停止となる。  
一、遺族年金の支給要件は被保険者たる父母の死亡に於いて支給されるが当時遺児が十八才未満又は二十才未満の障害者で同一生計にあった者でなければならぬ。  
二、年金額は父母の死亡前日迄における保険料納付済期間に七、五〇〇円より一〇、五〇〇円を支給する額で二人以上の場合は一人に付四、八〇〇円を加算される。  
三、子の所在が一年以上不明の場合はその子に付き支給が停止される。  
四、被保険者であった夫が死亡し六十五才未満の妻がある場合支給される。  
五、受給要件として夫が所定の保険料納付済期間を満了していること、夫の死亡時婚姻関係が一年以上継続していること、夫の死亡後、該夫の死亡によって遺族補償給付が行われるべき旨である時は死亡日から年間である支給を停止する。  
六、寡婦年金に対する条件は老令年金と同じで六〇才より六五才迄の受給べきであった老令年金の半額が支給。  
七、遺族年金については種々疑義があると思いますが役場厚生課に下されたい。なお国民年金は社会保険制度の大きな役割を持つもので本人が三分の一、政府が三分の一の出資でこの年金制度が出来ています。  
八、昭和三十四年四月一日からは国民皆保険と国民皆年金制度が達成されることになり、我が国の社会保険制度として画期的な意義を持つものであります。  
九、資格者全員の加入をお願いいたします。三十五年七月から調査し、三十五年十月一日から加入を受け付け三十四年四月一日より実施となります。